

# 長明と定家

——「みなし子」。「重代の家」を視点として——

今 村 み 忍 子

## はじめに

長明の誕生は久寿二年ごろと推定されており、定家は応保二年の誕生である。よって、長明は定家より七歳ほど年長ということになる。二人は同時代を生き、歌人として正治・建仁期の後鳥羽院歌壇とその和歌所で交錯しながら、長明はまもなく元久元年頃五十歳ほどで出家遁世の途に入り、定家は建暦元年五十歳で公卿入り、その後七十一歳で執念の権中納言任官を果たす。

こうした両者の軌跡は、対照的とも言えるものである。が、その対照性はむしろ共通基盤の上に立脚していたと思われる。長明は下鴨社の重代の社司の家に生まれ、父は下鴨社最高位の正禰宜惣官に至っている。定家は道長の末子長家の御子左家という重代の名家に生まれた。「重代の家」を継承すべくしかるべき地位を得ることへのこだわりと困難は、両者の生き方を強く制約した。早くに父に死なれた長明の出世の困難と、定家に課せられた家継承の使命とは、別のことではないであろう。なぜなら定家もまた、祖父俊忠の早世によって父俊成の官位は上がらず、家は守るに十分な状況ではなかったからである。

本稿は、長明の遁世と定家の官途という対照的な生の軌跡を眺めるに当たって、まずは基盤となる社会的環境における、「みなし子」と「重代の家」という視点から両者を見てみようと思う。無論、歌人としての両者の立場や資質についても論じなければならぬのであるが、それは後の機会に回すことにする。

## 一 二十代の述懐歌

『月詣和歌集』は賀茂重保の編纂によって寿永元年に成立した。その巻九の述懐歌群の中に長明と定家の歌が並んでいる。寿永元年は長明二十八歳、定家二十一歳であり、よってこれらはそれ以前に詠まれた歌である。

八四三 住みわびぬいざさはこえん死出の山さてだに親のあとをふむやと（鴨長明）

八四四 位山ふもとの雪にうづもれて花の光をまつぞ久しき（藤原定家）

また、これらの十首前には、定家の父俊成の述懐歌がある。

八三三 春日野のおどろの道の埋水末だに神のしるしあらはせ（皇后宮大夫俊成）

長明と定家という視点から見ると、この配列と撰歌は大いに皮肉に見える。長明の歌は、父に死なれ、親の跡をこの世で継承することの困難を自覚する故に、自分にとって親の跡を継承するということは、親の後を追って死ぬことだ、と絶望を表明したものである。それに対して定家の歌は、位山のふもと（五位）で長い間埋もれていると嘆きながらも、春の「花の光」を待っているというもの。死に向かおうという長明と、希望の「光」を待つという定家、二首は対照性を有して並んでいるのである。

さらには、十首前の俊成の歌が、自分は藤原氏でありながら埋もれてしまったが、子や孫には氏神である春日の神の加護がありますように、と祈っている歌なので、子である定家は、父のその祈りを背後に光を待つ、という脈絡となる。これは、父を失い、この世に生きる術を失っている長明との対照性を一層強く感じさせるものである。この配

列がそうした三人の状況を意識したものであるかどうかはともかく、この三首は三人のその頃の状況を如実に映し出していると言えよう。

もう少し説明を加えよう。俊成の歌は家集『長秋詠藻』に収められた治承二年「右大臣家百首」中の「述懐」五首の一首である。俊成はすでに安元二年九月に重病によって官職を辞して出家しており、この治承二年の二月に隆信を介して右大臣兼実との交流が成立したばかりの頃である。その述懐四首目がこの「春日野の」の歌で、次の五首目の歌は、「かれがれになりにし藤の末なれどまだしづえとはおもはざりしを」である。これらの歌はあたかも、兼実に藤氏長家流の自家の将来を訴えているごとき感がある。四年後の文治二年に、俊成は定家を兼実の家司にするのである。

この「春日野の」の歌は、『新古今集』神祇に定家等によつて撰集され(一八九八)、さらには為家が『続後撰集』神祇に、この歌を想起して定家の任参議を祝う頼実の歌(五五〇)を撰集し、その詞書中に敢えて俊成の歌を載せているごとく、俊成・定家・為家の三代に渡つて家再興を祈る、悲願の歌となつた。<sup>(1)</sup>

また、定家は、建保四年十二月祖父俊忠の天永二年春日行幸行事賞により正三位に叙され、雅経から祝いの歌を送られた折、この歌を踏まえて返歌を詠んでいる。すなわち『拾遺愚草』下に次のような贈答が載る。

祖父中納言の春日行幸の賞をつのりて、正三位したるあしたに、右兵衛督

二五二四 神もまた君がためとや春日山ふるきみゆきの跡のこしけん

返し

二五二五 うづもれしおどろの道を尋ねてぞふるきみゆきの跡もとひける

俊成の歌は埋もれた家の再興を願う歌として、定家に強く意識され続けた歌なのである。

定家は『月詣和歌集』の成立した寿永元年、二十一歳であり、三年前の治承四年に十九歳で従五位上に叙されてい

た。それが他者と比較して嘆くほどの卑沈であるのか否かは別として、定家の「うづもれて」という嘆きは、早くも俊成の「埋水」という不遇意識と家再興の願いを引き継いでいたと見てよい。前年『初学百首』を詠み、述懐歌のありようを学び始めた頃と言ってよいのであろうが、ここに定家の「述懐」の始発があると言える。

一方、長明の歌は家集『鴨長明集』の述懐歌群の最後に、

九九 すみわびぬいざさはこえんしでの山さてだにおやの跡をふむべく

これを見侍りて、かもの輔光

一〇〇 すみわびていそぎなこえそしでの山此世におやの跡をこそふめ

と申し侍りしかば

一〇一 なさけあらばわれまどはすな君のみぞおやの跡ふむ道はしるらん

との一連の歌として載る。家集は長明二十七歳ごろの養和元年成立と見られている。父の死は長明十八、九歳ごろと推定されるので、父の死からこの頃までに、「親の跡」を継承することの困難を強く認識させられるような折々があったと推測される。この歌のみならず、家集の十首余の述懐歌群は生き難さに満ちており、死や遁世を思い描く歌が多い。

九〇 心にもあらでなにぞのふるかひはよししづのみよきえはてねただ

九五 世はすてつ身はなき物になしはてつなにをうらむる誰がなげきぞも

九六 うき身をばいかにせんとてをしむぞと人にかはりて心をぞとふ

九七 花ゆゑにかよひしものをよし野山こころほそくも思ひたつかな

これらがいつの時点で詠まれたにせよ、家集成立の二十七歳の長明が、こうした心情を抱いていたことは確かなことであろう。貴志正造氏はこの間に何回かの下鴨社の人事異動があったことを調査し、そうした折に長明が社司任官

からはずれるという不本意な状況におかれたと見ている。<sup>(2)</sup>

さて、二十代の長明と定家は、このような、これからの人生を前にその後の人生を暗示するかのような対照的な述懐歌を詠んだ。しかし、長明が「此世におやの跡を踏」むこと、即ち親の地位を継承することの困難と、俊成が自らを「埋水」としなければならず、定家が地位の卑沈を嘆かなければなかった背景には、共通して「みなし子」という表現で現される状況と家に対する意識とがある。

## 二 「みなし子」長明

鴨長明は下鴨社の重代の社司の家柄であり、下鴨社の最高位である正禰宜惣官に至った長継の次男として生まれた。七歳の頃に叙爵、順調な始発を果たしたかに見えた。しかし、長明の十八、九歳の頃父は死去する。長明の置かれた状況は、『無名抄』（不可立歌仙教訓事）に記された管絃の師中原有安の言葉に反映されている。

我等がごとぞあるべき程定まりぬるものは、いかなる振舞をすれども、それによりて身のはふるる事はなし。そこ達などは、重代の家に生まれて早くみなし子になれり。人こそ用ゐずとも、心ばかりは思ふ所ありて、身をたてんと骨張るべきなり。

有安は自分の境遇と比して「重代の家」に生まれた「みなし子」長明の身の処し方を教えている。出世のためには、家柄の誇りを忘れず、振る舞いに気を付けて歌の能力が認められるように努力せよ、と言うのである。

また、『源家長日記』でも家長は長明を「みなし子」と呼んでいる。

すべて此長明みなし子となりて、やしろのまじらひもせずこもりゐて侍しが、うたの事によりきたをもてへ参り、やがて和歌所のより人になりて、

「みなし子」長明が、歌によって後鳥羽院に見出されて北面に召され、さらに和歌所の寄人になって、出世の糸口

を擲んだことを記している<sup>(3)</sup>。あたかも先の有安の教訓が功を奏したごとき観があるが、この資料の間には有安の死を挟む数年の歳月が流れ、後者の時点で長明は四十六歳になっている。

「みなし子」という言葉は、三木紀人氏<sup>(4)</sup>が「具体的用例は意外に少ないようだが」と指摘するとおり、それほど見られる言葉ではなく、長明が有安や家長から「みなし子」と呼ばれることは印象的である。こうした呼称に注目された三木氏は、「みなし子」の定義を『令義解』二「十六歳以下以而無父為孤也」に求め、「どんなに低く見つもりも十五歳には達していたはずの長明が『みなし子』と呼ばれたのは、親の庇護の下でなかなか幼児性を離脱しなかった彼の特徴を期せずして諷したものだろうか」と、そこに長明の内的傾向を見出している。

ところで、家長は日記の冒頭に「はぐくみしおやもいはけなかりしによをはやうして」と述べているように、自身も孤児であるために出世の不安を抱えていた。それ故、後鳥羽院の非蔵人として取り立てられた身の榮譽を院に感謝して止まない。家長が「みなし子」という表現を長明に用いたのも、そうした境遇の類似を強く意識したからではあるまいか。日記に院による長明の取り立てと、鴨社禰宜職を巡る院の厚意を無にして出家したいきさつを詳細に記したのも、自身の境遇と長明の境遇の類似性による関心が強かったこともあったと見られる。

一方、『無名抄』の有安の言葉は、それを書き留めた長明自身の意識と無縁ではないだろう。いやむしろ長明の意識を強く反映した長明自身の表現と見なしてもよいのではないかと思われる。と言うのも、長明の編纂した『発心集』に二例もこの語が見えるからである。

卷四・八「或る人、臨終に言はざる遺恨の事」に次のようにある。

此の人のいけなき子あまたある中に、殊にかなしうなんする女独りありける。子供の母は先立ちてかくれにしかば、其れを深く嘆きて、又、こと人をも見ず。此の女の、かたがた、みなし子になれる事をあはれみつつ、此の程、婿取らんとて、さまざまいとなみ、沙汰しければ、

母を亡くし、その上父である自分が死んだら娘は「みなし子」になると心配して娘を結婚させようとしている。この話は、「年比、相ひ知る人ありき。過ぎぬる建久のころ」とあることから、長明とつき合いのあつた身近な人の話で、長明自身による文章化がはつきりしており、「みなし子」という表現は長明が用いたものである。実はこの女子の父親に当たる人は、その条件から中原有安ではないかと推察されるのである。<sup>(5)</sup>『無名抄』で長明を「みなし子」と呼んで心配してくれた、その人である。有安の、実子や弟子の長明に対する語として「みなし子」が『無名抄』と『発心集』に用いられているのは偶然ではなく、この語には長明の特別な意識があつたと推察される。

もう一例は卷五・八「中納言顕基、出家・籠居の事」である。

宵より御物語など聞こえて、暁に及ぶまで、此の世の事一ことばも云ひませ給はず。いとめでたくたふとくおぼされて、導き給ふべき事ども返す返す契り聞こえて、今帰りなんとし給ひける時、「さても、渡り給へる、いとかしこまり侍り。俊実は不覚の者にて侍るなり」とてなむ、申し給ひける。其の時はなにも思ひわき給はず。帰り給ひて此の事を案じ給ふに、「させるついででもなかりき。よも我が子の為あしきさまの事云はんとてはのたまはじ。すぐれたる事なくとも、見はなたず、方人せよとにこそはあらめ。世を背くといへども、なほ恩愛は捨てがたき物なれば、思ひあまられたるにこそ」とあはれにおぼされて、其の後、事にふれつつひきたてとり申し給ひければ、みなしごなれどはやく大納言までそのぼりにける。美濃の大納言と聞こゆるは、此の君なりけり。出家した顕基が関白頼通に我が子の将来をそれとなく頼むくだりである。それが受け入れられて息子が大納言に至つたことを、「みなし子なれどはやく大納言までそのぼりける」と表現している。父親の出家は社会的には死と同じこと、それ故、父に出家された子はやはり「みなし子」なのである。ここでみなし子だったのに出世した、とある表現、これはどうやら編者である長明が加えたものようである。なぜなら同話が『古事談』第一に載るが、この部分は「アハレニオボシテ、触事令芳心給ケリ。美濃大納言トハ此人ノ事也」とのみあつて、「みなし子なれど」の語は

ない。『古事談』のこの話を書承した『十訓抄』六の同話の表現も同様である。

「みなし子なれど」が長明の加えた表現であるということは、長明が「みなし子」であることがいかに出世における困難な状況であるかを意識していたことを窺わせる。しかも、顕基は出家とはいえ生きているからこそ息子の将来を案じることができた。長明は、自身にはそうした親もいなかったことを強く意識していたのではないだろうか。

『発心集』は無論、『無名抄』の他者の言葉の中にあっても、「みなし子」という表現を長明は意図的に用いたと言えるであろう。みなし子であることが、男であれ、女であれ、いかに将来の不安を意味するか、特に男子の場合、いかに社会的地位を得ることの困難につながるものであるか、長明は自身の境遇に照らして敏感であったのだ。

### 三 長明の家意識

「みなし子」は、父祖の地位を継承することが困難になるといふ点で、家意識と不可分である。まして重代ともなればなおさら家継承の意識は強くならざるをえない。長明の重代の家への意識は強く、それ故父の死は屈折した形で「親の跡ふむ」道へのこだわりとなっていた。

『方丈記』には自ら次のように述べている。

ソノカミ父方ノ祖母ノ家ヲ伝ヘテ、ヒサシク彼ノ所ニ住ム。其後縁欠ケテ身衰へ、俣ブ方々繁カリシカド、終ニ屋トドムル事ヲ得ズ。三十余ニシテ、更ニ、ワガ心ト、一ノ庵ヲ結ブ。

父方の祖母の家を伝えたのは父に死なれた後であるのか、長明が次男であるためか、不明であるが、その祖母の家を長明が伝領したというのであるから、下鴨社に関わる家であったようだ。ところが三十歳過ぎて祖母の家を手放すことになり、一人小さな家を営んで住んだという。これ以降の期間が先の『源家長日記』に言う、「やしろのまじらひもせずこもりゐて侍けるが」に当たるのであろう。



それはまた、『新古今集』巻十八に、次の歌として見える。

身ののぞみかなひ侍らで、やしろのまじらひもせで、こもりゐてはべりけるに、葵をみてよめる

鴨長明

一七七八 みればまづいとど涙ぞもるかづらいかに契りてかけはなれけん

葵はすなわち鴨社を象徴する。神職それも禰宜の家を継承することができない嘆きを「かけはなれ」と表している。これは従来遁世の折のこととされているが、田村憲治氏も指摘する<sup>(6)</sup>ごとく、そうではなく、『家長日記』に同じ表現が見える頃の状況を意味し、後鳥羽院歌壇に登場するまでの間のことを指すと推される。少なくとも、家長の認識は『新古今集』撰者達の認識であったと推察される。ちなみにこの歌は有家・定家・家隆・雅経の四人が選んでいる。

三十過ぎて「こもりゐて」であった間、長明は神職の家を諦めていたわけではない。歌や音楽に熱心に打ち込みながら、それが功を奏するしかるべき機会を待っていたようである。そうして巡ってきた機会こそ、「歌のことにより」後鳥羽院の歌壇に召されたことであった。『新古今集』のこの不遇を訴える述懐歌は、おそらく後鳥羽院に訴えかける意味があつたはずである。この歌は、和歌所寄人としての精勤ぶりとともに後鳥羽院の心を動かし、河合社の禰宜の欠員に長明を任じようとの意向につながつたのではないだろうか。『家長日記』には、

つねの和歌の会にまいらせなどすれば、まかりいづることもなく、よるひる奉公をこたらず。しかあれば、ことのついでもとめで、さるべき御恵あらまほしくおぼしめいたるおりしも、川合社の禰宜闕いてきたるを、よ人も此たびはながあきらになしたびてんずらんとおもへば、いまだ申いださぬさきにさる御けしき侍しかば、ないないもれききて、よろこびの涙せきとめがたき気色也

と、長明が奉公の甲斐あつて、後鳥羽院から河合社禰宜職を賜る機会を得たことを伝える。長明は内々漏れ聞いて喜

びの涙に咽んだという。ところが、一族で当時惣官禰宜であった祐兼から、長明はふさわしくないと横槍が入る。

長明としてはたけたりといへども身をやうなきものにおもへるゆへにや、社の奉公日あさし。

二十代で「世はすてつ身はなきものになしはてつ」と詠み、また三十代以降「やしろのまじらひもせで、こもりゐて」であつた長明の姿勢は、思いがけず大事な出世を前に批判として突きつけられることになる。神職を継ぐなら神職に励むべきだったのである。

しかし、後鳥羽院の配慮は格別であつた。他の撰社を官社に昇格させて、長明を禰宜に就任させようと特別な計らいをしてやろうしたのである。にもかかわらず長明は、

なほ、もとより申すむねたがひたり。

と言つて失踪してしまふ。一部始終を記す家長は自らも孤児として院に取り立てられた身である。長明の態度は家長には、

うつし心ならずさへおぼえし。

正気の沙汰ではないように見えたという。

長明が河合社禰宜職にこだわつたのは、すでに明らかにされているとおり、河合社禰宜が惣官禰宜に至る重要な職であり、父長継も歴任した「親の跡」を継承する第一歩であつたからである。時に長明は五十歳になろうとしていた。ようやく巡つてきた河合社禰宜職就任への機会は、最後の機会と思へたに違いない。同族の禰宜祐兼によつてそれを阻まれた長明は遂に遁世する。『方丈記』はそのくだりを、

スベテ、アラレヌ世ヲ念ジ過グシツツ心ヲナヤマセル事、三十余年也。其間、折々ノ違ヒ目、自ヅカラ短キ運ヲサトリヌ。スナハチ、五十ノ春ヲ迎ヘテ、家ヲ出テ世ヲ背ケリ。モトヨリ妻子ナケレバ、捨テ難キヨスガモノシ。身ニ官祿アラズ、何ニツケテカ執ヲトドメン。

と記す。生き難いこの社会に執着することを止め、出家遁世に新たな生きる道を見出したのだと宣言するのである。たしかに官位は七歳ほどにして従五位下に叙されて以来昇進なし。下鴨社禰宜になれば四位にはなるのであるから、従五位下は悔しい官位であったはずである。妻子もないという。それらを「執」をとどめるべきものは何もないと肯定することになるが、それらは昨日まで、長明の社会的人生の欠落部分として、劣等感を抱かせる要因であったはずである。この世のマイナス価値を遁世は「執」がないということにおいてプラス価値に逆転する。遁世は官途の裏返しである。

長明がおのれの不遇を三十余年と数えていることに注目された三木氏は、それが父の死から数えた年数であることを指摘する。<sup>(7)</sup>長明にとって苦しみ<sup>(7)</sup>に満ちた三十余年は、父を失った「みなし子」の苦しみとして意識され続けたわけである。

#### 四 「みなし子」俊成

一方、定家の方も重代の家を守るに十分な状況にはなかった。藤原道長の末子長家を祖とする名門の筋で、長家は正二位権大納言、その子忠家は正二位大納言、しかし次の俊忠は三十三歳の若さで没したため従三位権中納言にとどまった。その子俊成の十歳の時である。身寄りを失った俊成は、縁故により家筋としては劣る葉室顕頼の猶子となり、名を顕広と称した。五十三歳でようやく従三位で非参議の公卿入り、五十四歳で正三位に叙されると、その年本家に復して俊成と改名。そのままの地位で安元二年、六十三歳で病により出家する。

俊成もまた、おのれの不遇が「みなし子」にあることを意識していた。

『為忠家初度百首』雑、「洲鶴」の題の歌は次のようにある。

六六二 くものうへにこころばかりはあくがれてうきすにまよふつるのみなしご

この百首はまだ顕広と名乗っていた時のもので、成立年次は長承三年末頃とされている。俊成二十一歳頃である。「雲の上」とは宮中のことであり、父のいないみなし子故に昇殿ができないでいる、という悲しみを詠んでいる。

また、『長秋詠藻』には、「康治の比ほひ、待賢門院の中納言のきみ、法花経廿八品歌結縁のため人人によますとて、題を送りて侍りしかば、よみて送りし歌」との詞書をもつ釈教歌群があり、その中の「譬喩品」は「其中衆生、悉是吾子」の題で、

四〇五 みなしごとなに思ひけん世中にかかる御法のありけるものを

と詠まれている。この歌は定家によつて『新勅撰集』五九〇（ただし二句目は「なになげきけむ」とある）として採られている。康治の頃、すなわち三十歳の頃詠んだものである。釈教歌であるが、森晴彦氏は譬喩品歌に「みなしごと」と詠んだのは俊成が初めてであることを明らかにし、「俊成の孤児意識という裏打ちがあつてはじめて詠み出されたもの」と考察している<sup>(8)</sup>。

また、『長秋詠藻』五八一番歌、「崇徳院讃州にしてかくれさせ給ひてのち御ともなりける人のへんよりつたへて、かかることなんありしとて、折紙に御宸筆なりける物をつたへおくられたりしなり」との、院の遺言とも言うべき長歌・返歌に対する俊成の長歌には「みなし子草」という表現が見える。

みやこにおはしましし時、かやうの道にもつかうまつりし人はおほかりしを、とりわきおぼしめし  
出でけんこともいとかなしくて、人しれず御返しかきておたぎのへんになんやらせける

五八三 すまのうらや 藻しほたれけん 人もなほ 今をみるには うきなみの うきためしには なほあさし

あはれうき身の そのかみを おもふにつけて かなしきは あれにし宿の かべにおふる みなしご  
ぐさと なりしより ふるすにのこる あしたづの さはべにのみぞ としへしを はじめて君が 御  
代にこそ 雲のかけはし ふみかよひ たつの御かほに ちかづきて ……

保延年間、二十代半ばになって、歌によって崇徳院に取り立てられ、昇殿した恩を懐古して詠んでいる。ここでも「みなしごぐさ」という言葉で往時に孤児であったことによる不遇を表現している。これを詠んだのは崇徳院の没時であるから、長寛二年、五十一歳の折である。

このように、俊成も二十歳代からずっと、己の不遇がみなし子に起因していると意識していたことが窺われる。俊成の不遇は定家の始発であり、家再興の使命となったのである。

## 五 定家の家意識

そこで、俊成・定家の家意識をここまでに触れていない歌から見てみよう。

まず、俊成の場合、『長秋詠藻』に、

三七二 木のもとに朽ちはてぬべきかなしさにふりにしことのはを散すかな  
返し  
左京のかみ頭輔卿、撰集うけ給はりたるとて、歌尋ねて侍りしに、まづ故中納言の歌つかはすとて

三七三 家の風吹きつたへずは木の本にあたら紅葉のくちやはてまし

との贈答がある。頭輔は勅撰集『詞歌集』の歌を収集しようと、俊成に尋ねた。俊成は父親である俊忠の歌をまず送った。その頭輔の返歌に「家の風」を吹き伝えようと、俊成の家が歌の家であることを明言している。歌は俊成が守るべき家業であった。

侍従許に権中将公衡、公卿補任をかされたりけるが、定頼中納言の手跡とて反古のうらにかきたる中に、故御子左大納言の御手跡の消息にて、月日のしたに権大納言長家とかかれたる名を見いでて物に書付けて返しける

五九二 いにしへの跡はさらでも忍ぶべしわがその家とみるぞかなしき

ここには「わがその家」という言葉がある。権大納言長家を祖とする「御子左家」であることへの俊成の強い家意識を認めることができる。

俊成はこの家を定家に引き継がせるために定家の昇進に力を尽くした。自分の官位がはかばかしくないことにより、その腐心には並々ならぬものがあり、老病迫る中で次のような歌を詠んで後鳥羽院に訴えたという。『新古今集』卷十八に、

病限りに覚えて侍ける時、定家朝臣中将転任のこと申すとて、民部卿範光がもとへ遣はしける

皇太妃宮大夫俊成

一八二二 小笹原風待つ露の消えやらでこのひとふしを思ひ置くかな

『家長日記』もこの歌の事情を記し、これによって定家の中将昇進が実現したこと、さらには歌の家を大事に思う、後鳥羽院が、定家の子為家に対し次のような歌を詠んだと記す。

住よしの神も哀といゑのかぜなをもふきこせ和歌のうらなみ

俊成のみではない、その妻、定家の母もまた、定家の昇進を期待した。母の期待と喜びの歌を定家は自ら撰した勅撰集『新勅撰集』卷十七雑二に載せている。

定家、少将になり侍りて、月あかき夜、よろこび申し侍りけるを見侍りて、あしたにつかはしける

権中納言定家母

一一五九 みかさ山みちふみそめし月かげにいまぞこころのやみははれぬる

定家はこうして両親の期待を担いつつ、家を継ぎ、歌の家を継ぐことを自らに任じることになった。そしてこの家を息子為家に継がせることに懸命になったのである。

定家が為家に教訓として詠んだ歌が『拾遺愚草員外之外』に次のようにある。

中将教訓愚歌

三七八〇 よにふればかつは名のため家の風吹つたへてよ和歌の浦波

定家の家意識はまた、先祖の遠忌の企てにも端的に現れている。

元久元年十一月三十日、父俊成が没する。翌年は母十三回忌に当たる年であった。これを期に定家は、嵯峨の持仏堂において家の「永代繁昌」を願って先祖の遠忌を修することを恒例の仏事に定めるのである。

『明月記』元久二年二月十二日条に、

夕請釈迦堂住僧三口へ執行闍梨、大輔、遠江、此堂修二月、雖似戲祈永代繁昌修之、以此僧衆一年八度欲修先祖遠忌、如形布施等、為恒例事、為不退転、殊以省略始之、

とあるごとく、釈迦堂の僧を請い、長家から俊成まで四代の先祖夫妻の遠忌を行うことにした。遠忌は、嵯峨で行うと同時に、寛喜元年ごろからは、自宅においても興心房を請じて規模の大きい二十五三昧を行うなどますます熱心になる。遠忌に託した祈願は、家格相応の家に戻すための中納言就任であった。<sup>(9)</sup>

ところで「家」とは、高橋秀樹氏によると、近世公家社会にまで影響を与えた摂家・清華家・羽林家・名家という家格の骨格が完成したのは鳥羽院政下のことであり、そのことによつて、十二世紀前半中世的嫡子制が成立、同時に「家ヲオコシ」「家ヲ継ギ」「家ヲ伝へ」（『愚管抄』）といった「家」を単位とする貴族社会が形成され、家格相応の政治的地位につくことが「家」を継承することだったという。また、家には公事の家と芸能の家という側面が併存していた<sup>(10)</sup>という。

定家の家がどうであったかをまとめてみよう。俊成はみなし子であったため、家格相応の地位（納言級）に就くことができず、再興は定家に託された。俊成はその準備として、二人の娘婿、中御門大納言宗家と武衛藤原家通から、公

事・故実の情報を得て定家の用とし、<sup>(11)</sup>一方で和歌を長家以来の家業として興し、勅撰集『千載集』の撰者となり、歌の指導者となった。

定家は家格相応の公事における「家」、家業としては「家の風」である「歌の家」、それを両輪として家を興す。家格相応の家のための努力は自らが昇進することであった。また、日記『明月記』を記し、『次将装束抄』、『釈奠次第』などの故実書を作成した。<sup>(12)</sup>歌の家としては歌道に励み、勅撰撰者となり、また教訓を為家に施した。佐藤恒雄氏が内容を紹介された『為家書札』<sup>(13)</sup>に、為家は「祖父に亡父四十余年、亡父に融覚四十余年、承をき候之間、さすがに多候へども」と述べている。俊成から定家に四十年余、定家から為家に四十年余、當々と口伝が語られ、歌学書、歌論書等が家業継承意識によって作成された。

もう一度、名門の家に戻すこと、歌の家を継承すること、それが俊成の悲願であり、定家に託されて定家の悲願ともなったのである。定家の日記『明月記』全編の基調をなすのは、沈淪の嘆き、任官への焦燥であると言っても過言ではない。それは定家という人物が取り分け欲望の強い人物であったからではない。定家はもう一度、家を納言級の家に戻すべく、その人生の全てを賭けた。七十歳になんなんとして中納言任官を激しく所望、遂に七十一歳で権中納言任官を果たし、歌の家の当主として勅撰集『新勅撰集』撰進の下命を受ける。先祖から継承した家を子孫へと渡すこと、傾きかけた家を復興させることを使命とした。定家は長明のように「身をやうなき者」すなわち無用者と思うどころではなく、まして遁世どころではなかったのだ。

## 六 「みなし子」の例

さて、これまで長明と俊成において、出世の果たせなかった要因として意識された言葉として「みなし子」に注目したのであるが、他の用例をも視野に入れて、この語のもつ意味について考えてみる。



まず、この語の定義として『令義解』と辞書『和名類聚抄』を見ておこう。

『令義解』一一「戸令」に次のようにある。

鰥寡孤独。貧窮老疾不能自存者へ謂。六十一以上而無妻為鰥也。五十以上而無夫為寡也。……十六以下而無父為孤也。六十一以上而無子為独也。困於財貨為貧窮也。六十六以上為老也。癡疾為疾也……

ここで「孤」は「みなし子」を意味する。「みなし子」は十六歳以下で父のいない者で、六十一歳以上の男やもめ「鰥」、五十歳以上の後家「寡」、六十一歳以上で子のない老人「独」、そして貧窮者、老人、病人などと一括され、一人で生計を営むことができない者と規定されている。『令義解』十「戸令」も同じ定義を記すが、異説として「或説。孤者十四以下。無父母也。十五年者有妻。即為人父。非孤也」を挙げ、十四歳以下を「孤」とする説を記している。その理由は、十五歳ともなれば結婚して人の父ともなるので「孤」とは言えないというものである。

源順の編纂した『和名類聚抄』には、「孤へ美奈之古、少無父母」とある。以下の例により「孤」は漢文、「みなし子」は和文における表記であることが確認される。

さて、管見の及ぶところをおおよそ時代順に挙げることにする。

①『日本書紀』安康天皇元年二月条。天皇が大泊瀬皇子に大草香皇子の妹を結婚させようとしたくだりで、天皇の意向を聞いた大草香皇子は、次のように言う。

僕頃患重病、不得癒、譬如物積船以待潮、然死之命也、何足惜乎、但以妹幡梭皇女之孤、而不能易死耳、今陛下不嫌其醜、将滿荇菜、是甚大恩也、

自分は今重病を患っており、死んでも惜しくはないが、妹が「孤」すなわちみなし子なので安心して死ねない、と言ひ、喜んで妹の結婚を受諾することになる。これは女子のみなし子であり、先の『発心集』や後に見る『愚管抄』にも例がある。

この話は『水鏡』廿一代安康天皇にも載り、和文化され「身無子」と表記されている。

此御子悦テ、身ニ病ヲ請テ久罷リ成リヌ。世ニ侍ラン事今日明日ト云事ヲ知ズ。此人ハ身無子ニテ侍ヲ見ヲキガタクテ、ヨミ地モ安ク罷ラレザルベキニ、

## ②『菅家文章』

卷二 一三五 少日偏孤凍且飢

「多信を賀す」と左注がある。多信は幼い頃みなし子となつてござえ、飢えていたと、みなし子であることが貧困につながることを示している。

卷三 二〇三 何人寒気早 寒早夙孤人 父母空聞耳 調庸未免身 葛衣冬服薄 蔬食日資貧 每被風霜苦

### 思親夜夢頻

貧窮に苦しむ人々を列挙した連作の一つで、みなし子はその例の中に挙げられている。みなし子は着る物、食べる物にも事欠き、納税に苦しみ、頻りに親を思う、とある。

卷五 三四七 非唯哭死哭遺孤 万金声値難灰滅 三径貧居任草蕪

詩人島田忠臣の死を悼んだ詩で、遺された子をみなし子と呼んで同情している。

以上これらのみなし子は主として生計の苦しさに結びつく境遇として認識されており、「戸令」に近いものと言える。長明や俊成のような官位卑沈とは、必ずしも結びついて意識されているのではないようだ。

③和漢朗詠集』卷下「交友」には道真の子淳茂の『扶桑集』卷七に載る詩の一節がある。

七三八 裴文籍後聞君久 菅礼部孤見我新

かつての父親同士の交わりを想起して、その遺児同士の交友を述べたもので、道真死後五年という。淳茂はけつして若くはないであろうが、ここでは父を強く意識してみなし子と称したのであろう。

④『源順集』（『拾遺和歌集』五七一として撰集）

応和元年、勘解由判官の労六年、いにしへになずらふるに、かくしづめる人なし、つかれたる馬のかたをつくりて、つかさの長官朝成にたまふに、くはえたるながうた

一一八 あらたまの 年のはたちに たらざりし ときはのやまの やまさむみ かぜもさはらぬ ふぢごろも  
ふたたびたちし あさぎりに ころもそらに まどひそめ みなしごぐさに なりしより ものおも  
ふ言の 葉をしげみ 消つべきつゆの 夜は置きて ……

応和元年、五十一歳の順が官位の沈滞を嘆く歌である。順が生涯不遇を嘆く歌や詩を詠んだことは周知のことであるが、その不遇の根本としてこの長歌の冒頭にあるように、二十歳前にみなし子になったと意識されていることが注目される。長明が十八、九歳で父を失い、みなし子意識をもつのは、「戸令」などからすると少々年が多すぎるようであるが、順も十代後半であったようであり、二十代前に後見である親を亡くすことが、出世の打撃として意識されたのである。

なお、順は「みなしごぐさ」という用語を用いており、他に早い例がないことから、先の俊成の長歌の「みなしごぐさ」（『長秋詠藻』五八三）はこれを意識して用いたものと思われる。順の不遇意識を俊成はそのまま自分のものとしたのである。

⑤『古今和歌六帖』「つゑ」の題で「大納言」に次の歌がある。

二三一七 ふゆかげのきみをためはしみなしごにわれらをなすなちよまつつつゑ

編者は諸説あり、源順説もある。順だとすると、前の順自身の歌や、順の編纂した先の『和名類聚集』に「孤」の項目があることなど、この語に対する順の特別な思い入れを指摘できそうである。しかし、編者やこの歌の委細は不明である。

⑥寂然『法門百首』。寿量品「自惟孤露」の題で、

七三 みなしごとなりにし日より世中をいとふべき身のほどはしりにき

これは題の「孤露」がみなし子を意味するので詠まれたのであるが、森氏によると、先の俊成の譬喩品の歌（『長秋詠藻』四〇五）より後に成るとい<sup>14</sup>う。あるいは寂然も父を十代で失っているの、俊成の歌の影響により、自身の孤児意識を込めると言えるのかもしれない。法門歌だから個人意識が反映されないとはいえないだろう、むしろ、父を失った者の心細さ、生き難さこそ、信仰に結びつくものではあるまいか。

⑦『春日権現験記』第五卷。

大宮権大夫俊盛卿は父にをくれてみなし子にて久しづみたりけるが、いかがして身をたつべきとおもひける程に、春日神主時盛が来たりけるにいひあはせければ、当社へ月まうでをして祈禱し給へかとはからひ申ければ、其後月ごとにまいりけり。かくて月ごとにまいること、をこたらで年をかさぬるほどに、讃岐守になりけり。やうやう人人しくなりて、院にもちかくめしつかはれ、年預に補せられにければ、家中とみてことのほかに世おぼえある人に成にけり。

藤原俊盛はみなし子であったため長く沈淪していたが、春日の神に月詣ですることによってその加護を得、出世するに至った。春日神の靈験を顕彰しようという話であるから、「みなし子」が出世するということがいかに特別なことであったかを示すものである。

⑧『拾玉集』卷一「百首述懐」

一〇五 みなし子のたぐひおほかる世なれどもただ我のみと思ひしられて

この前後には次のような歌が連なる。

一〇四 たらちねも又たらちめもうせはてたのむかげなき歎をぞする

一一一 しなばやといふぞはかなき後の世もたのみあるべき我が身ならぬに

この百首は治承二、三年の無動寺千日入堂中の詠である。慈円十七、十八歳、僧界をもさらに捨てて遁世したいという志を深くしていた頃である。十歳で父を失い、十一歳で出家した慈円の当初の思ひは、みなし子故の孤立感、人生の挫折感であり、それが遁世への強い思ひとなっていた。死にたいとまで思う焦燥感は長明の家集における述懐歌群によく似ている。<sup>(15)</sup> 慈円もまたみなし子意識の強い一人であった。

⑨『平家物語』では藤原忠雅、源仲家、源義経、藤原経房が「みなし子」呼ばれている。

#### 卷一「殿上闇討」

花山院前太政大臣忠雅公、いまだ十歳と申し時、父中納言忠宗卿にをくれたてまつて、みなし子にておはしけるを、故中御門藤中納言家成卿いまだ幡磨守たりし時、婿に取て声花にもてなされければ、それも五節に、「播磨米は、とくさかむくの葉か、人のきらをみがくは」とぞはやされける。

#### 卷四「宮御最期」

この仲家申は、故帯刀の先生義方が嫡子也。みなし子にてありしを、三位入道養子にして不便にし給ひしが、日来の契を変ぜず、一所にて死にけるこそむざんなれ。

#### 卷十一「嗣信最期」

「……けふの源氏の大將軍は誰人でおはしますぞ」。伊勢三郎義盛、あゆませ出でて申けるは、「こともおろかや、清和天皇十代の御末、鎌倉殿の御弟、九郎大夫判官殿ぞかし」。盛次、「さる事あり。一とせ平治の合戦にちち討たれて、みなし子にてありしが、鞍馬の児して、後にはこがね商人の所従になり、糧料せをうて奥州へ落ちまどひし小冠者が事か」

#### 卷十一「腰越」

義経、身体髪膚を父母にうけて、いくばくの時節をへず、故守殿御他界の間、みなし子となり、母の懐のうちにいだかれて、大和国宇多郡におもむきしよりこのかた、いまだ一日片時、安堵の思ひに住せず。甲斐なき命をば存すといへども、

卷十二「吉田大納言沙汰」

この大納言はうるはしい人と聞え給へり。……権右中弁光房朝臣の子也。十二の年、父の朝臣失せ給ひしかば、みなし子にておはせしかども、次第の昇進とどこほらず、三事の頭要を兼帯して、夕郎の貫首をへ、参議大弁・大宰帥、遂に正二位大納言に至れり。人をばこえ給へ共、人にはこえられ給はず。されば人の善悪は、錐袋をとすすとてかくれなし。有りがたかりし人なり。

以上、忠雅・仲家はみなし子であるが岳父・養父の庇護を得ている。よつてその人生は庇護者によつて決定されることになる。義経は敵方から軽蔑を込めてみなし子と呼ばれるが、自らもみなし子と称しており、苦難の人生がみなし子であることに由来することが強調されている。経房はみなし子であったが能力と人格によつて出世したとされ、「有りがたかりし人」すなわち、滅多にない例とされている。

総じてみなし子であることがまず彼らの人生の困難の前提とされており、そのうえで四者四様の人生の展開が注目されている。

⑩『愚管抄』卷六

サテ故撰政ノムスメハイヨイヨミナシ子ニ成テ、ヨロヅコトタガイテ、イカニト人モ思ヒタリケレドモ、サヤウニラボシメシキザシテアリケル上ニ、春日大明神モ八幡大菩薩モカク、皇子誕生シテ世モ治マリ、又祖父ノ社稷ノミチ心ニイレタルサマハ、一定仏神モアハレニテラサセ給ヒケント、人皆思ヒタル方ノスエトアル事モアルベケレバニヤ、承元三年三月十日、十八ニテ東宮ノ御息所ニマイラレニケリ。セウトニテ今ノ左大将、ヲトナニハ

遙カニマサリテ、何ゴトモテテノ殿ニハスギタリトノミ人思ヒタレバ、メデタクサタシテマイラセ給ニケルナリ。

良経の遺児たちに対する大叔父慈円の文章である。良経の没時、立子は十五歳、道家は十四歳であった。立子を「みなし子」と呼んでいるが、当然弟の道家も「みなし子」であろう。まだ十代で父も祖父兼実も失った姉と弟の前途は厳しいものだったに相違ない。摂関家を守りきれるか懸念されたのである。しかし立子の結婚と皇子出産という幸運と、道家の努力が家を守りきった。女子のみなし子はここでも結婚による幸いが目されるのであるが、その身一つの幸いではなく、皇子誕生による当主道家の出世、摂関家の興隆と一体のものとして捉えられている。

⑪ 『壬二集』 「為家卿家百首」 「雑十五」 (『夫木和歌集』 所収、三三三七)

一三三八 たぐひとて我がすむ宿の壁におふるみなしご草も哀いつまで

これは寛喜元年、家隆七十二歳の折の詠。「我がすむ宿の壁におふる」とあるので、家族の誰かに同情して詠んだものである。俊成の長歌「宿の壁におふるみなしごぐさ」と同じ表現を取っており、その影響が考えられる。

⑫ 『信実集』

#### 釈迦善逝

一八七 みなしごととなりてや誰も迷はましはぐくむ仏世にしいですは

釈教歌における「みなし子」の用例が、俊成の先の譬喩品の歌や、おそらくその影響になる寂然の先の⑥『法門百首』寿量品の歌にしか見られないことからすると、これもそれらの影響を受けているのではないかと思われる。信実は定家の甥にして御子左家歌人群の一人であり、俊成の影響は当然ある。また『法門百首』の作者寂然は信実の大叔父に当たる。同一詠歌圈における限られた詠み方とも言えるようである。

⑬ 『信生法師集』

母におくれて侍る子どもの、おとなしきはなき、をさなきは何ともしらぬさまにて侍るをみても、あはれに侍りて

一九三 みる度におもひぞまさるみなしごの心あるにも心なきにも

これは妻が亡くなって残された自分の子ども達のことである。作者朝業はこの後將軍実朝の死と同時に出家するが、その時娘が八歳、息子が七歳である。この歌はそれ以前の幼い子ども達である。父親が母のない子を「みなし子」と見る例には、先に見た長明の『発心集』巻四・八があった。いかにも将来の不安を感じさせることや、悲しい境遇を表している。

⑭ 『万代和歌集』巻十九雑歌六、法印良守の歌。

三六六五 たらちねのおやにわかれしみなしごのうきはわが身にかぎりけるかな

先の⑧『拾玉集』の「たらちねも又たらちめもうせはてたのむかげなき歎をぞする」及び「みなし子のたぐひおほかる世なれどもただ我のみと思ひしられて」の両首を合わせたような歌である。おそらくそれらの影響下にあるのであろう。みなし子であることのつらさを自分だけと嘆く思いを詠んでいる。良守の父権大納言基良は建長三年六十五歳で病により出家している。

以上を概観するに、「みなし子」は、平安前期の漢詩の『菅家文集』などでは「戸令」に近い意味で、貧窮など、生計を立てる能力のない境遇を意味するものであった。それは漢語で「孤」と表現されることと相関関係にあると思われる。院政期以降の和文脈における「みなし子」は、『春日権現記絵』、『平家物語』、『愚管抄』など、みなし子であることが非力な存在として、出世することの難しさを意味する傾向が強くなる。それはちょうど「家」が確立される時期と軌を一にしていると見られる。こうした時代背景において、俊成や長明の「みなし子」意識が形成されたと推察される。



以上のようにそれほど多くはない用例の中で、俊成が歌に三回詠んでいること、長明の著作に三回用いられ、また長明に対する言葉として用いられていることは注目に値するであろう。「みなし子」は俊成と長明の意識や生き方を解く、一つのキーワードと言っても良いように思う。

### 終わりに

みなし子であることが社会的地位を得ること、家を継承することの困難な状況を生み出す時代、俊成も長明もその悲哀を味わいつつ、いかにその失地を回復するかに悩んだ。

俊成は息子定家に失地回復を託して、公事の家、歌の家を興すための援護に腐心した。定家はその状況を引き受け、自らが昇進を果たさなければならぬ現実に苦闘して、家の再興に邁進した。それはまた、より良い状態で息子に家を引き継がせる努力でもあった。

一方、長明が家業である神職に身を入れた気配はない。引きこもって歌や音楽に情熱を傾け、むしろそうした芸道によって評価される機会を待った。結果、院の恵みによる任官という、出世の最大の近道にして、かつ極めてあやふやなものに取り付くという、そういう生き方をした。しかし、現実はそのようなものではなかった。家が確立していく時代において、家業で功をなさなければ受け入れられないという状況を認識できていなかったようだ。無論すべてをそうした認識のせいに帰するわけにもいかないだろう。長明が言うように、不運というものもあったに違いない。いずれにせよ、院の意向にすぎるだけの長明は挫折する。長明はその挫折の三十年の人生を「みなし子」となった年かから数えるのである。

現実に立ち向かう意識が長明と定家は異なる。同じ歌壇にあって『明月記』で長明を「雖五位、其身凡卑、仍准六位」（建仁元年三月十六日条）と冷たく言い放つ定家には、長明のありようは最も無縁であったろう。いや、敢えて無

視したくなるような違和感を感じ取っていたのかもしれない。

しかし、長明に言わせれば、こう言うであろう。自分には定家のような父がいない、子供もいないと。現実には向かい、自分を懸けるだけの動機が元よりないと。この身一つが納得できる生き方が残されているとすれば、それは長明自身が現に選んだ遁世である。

同じ時代、同じ社会に生き、そして同じ歌壇で交わった両者は、こうして全く別の方向に向かっていく。長明は遁世し、定家は官途を歩み続け、七十歳過ぎて中納言任官を実現する。長明と定家、両者の二様な生き方が後世に投じた影響は大きい。長明の遁世はその著作を通じて、社会の外に生の意義を見出すことにおいて後の世の指標とも言うべきものとなった。定家の官途は子孫たちに継承され、大納言格の家、かつ歌の家として長く権勢を振るうことになった。

## 注

- (1) 山崎桂子「御子左家の悲願と成就―頼実歌一首をめぐって―」（『国文学攷』平成七・三）が指摘している。
- (2) 「蓮胤以前」『中世文学』昭和五〇・九
- (3) 『源家長日記』における関心事の一つに、歌による後鳥羽院の恩賞がある。為家、雅経、家隆などが歌によって昇進したことが記されている。
- (4) 「長明の出発とその後―父の影をめぐって―」（『国語と国文学』昭和四八・四）
- (5) 三木紀人『方丈記 発心集』（新潮日本古典集成）当該話頭注。拙稿『胡琴教録』の『筑民部』は誰か―長明作者の可能性をめぐって―『飯山論叢』平成一〇・一
- (6) 「長明の『みればまづ』の歌をめぐって」（『芸文東海』昭和五九・六）注（4）に同じ。
- (7) 「俊成のみなしご詠について―『法華経』「譬喩品」と孤児意識―」（『国文学試論』昭和六一・一二）
- (8) 拙稿「定家と興心房」（『明月記研究』平成九・一一）
- (9) 『日本中世の家と親族』第一部第三章、吉川弘文館、平成八
- (10) 『日本中世の家と親族』第一部第三章、吉川弘文館、平成八

- (11) 五味文彦「定家と上卿故実」『明月記研究』平成九・一一、同平成「定家と故実」同平成一〇・一一、同『明月記の史料学』青史出版、平成一二。松菌斉「藤原定家と日記―王朝官人としての定家―」『愛知学院大学文学部紀要』平成七・三
- (12) 注(11)に同じ。
- (13) 「歌学と庭訓と歌論―為家歌論考―」『和歌文学論集7 歌論の展開』風間書房、平成七
- (14) 注(8)に同じ。
- (15) 両者の類似については三木紀人『鴨長明』二、孤児(講談社学術庫、平成七)が言及している。